自衛隊の通信実施の基準に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第39号)第30条の 規定に基づき、統合幕僚監部等通信規則を次のとおり定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

改正 平成27年10月1日 自衛隊統合達第29号 令和元年6月24日 自衛隊統合達第3号 令和4年3月16日 自衛隊統合達第2号

統合幕僚監部等通信規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 通信の運用(第6条・第7条)
- 第3章 通信統制等(第8条)
- 第4章 通信監查(第9条)
- 第5章 雑則(第10条-第12条)

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 統合幕僚監部等における通信の実施については、別に定めのあるもののほか、 この達の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この達において各号に掲げる用語の意義は、自衛隊の通信実施の基準に関する 訓令(昭和39年防衛庁訓練第39号。以下「訓令」という。)に定めるもののほか、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電報等 電報、資料及び電話文をいう。
 - (2) 電報 発信権者が電気通信により発信する発電日時、発信者名、着信者名、秘密 区分、緩急区分、取扱区分及び通信内容を構成要素とする通信文をいう。
 - (3) 内線電話機 市ヶ谷に設置する構内交換装置に加入する電話機をいう。
 - (4) 通信諸記録 電報起案紙、電報訳文紙、市外通話記録簿及び国際電話通話申込・ 確認書をいう。
 - (5) 統合電報端末 海上自衛隊のMSIIクローズ系の機能を有する端末をいう。
 - (6) 統合任務部隊 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成 するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下 に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自衛隊の部隊にいず れか2以上からなるものをいう。
 - (7) 統合幕僚監部等 統合幕僚監部、自衛隊サイバー防衛隊(以下「自サ防隊」という。)及び統合任務部隊をいう。

(通信指揮官)

- 第3条 統合幕僚監部等に通信指揮官を置く。
- 2 通信指揮官は、通信実施上の指揮監督を行う。
- 3 統合幕僚監部における通信指揮官は、統合電報端末を有する課の長及び首席後方補 給官の指定する者とする。
- 4 自サ防隊における通信指揮官は、自衛隊サイバー防衛隊司令(以下「自サ防隊司令」という。)が指定する者とする。
- 5 統合任務部隊における通信指揮官は、当該部隊の長が指定する者とする。 (発信権者及び通話権者)
- 第4条 訓令第5条第1項第1号の規定に基づき統合幕僚長が指定する者は、次の各号 に定める者とする。
 - (1) 発信権者

統合幕僚副長、総括官、部長、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官及 び課長並びに統合任務部隊の長及びその指定する者

(2) 通話権者 (無線通信における通話及び電子メールの発信を含む。) 発信権者及び発信権者の指定する者

(発信調整者)

- 第5条 発信調整を第1次発信調整及び第2次発信調整に区分する。
- 2 第1次発信調整は主として文書上の調整を、第2次発信調整は主として通信実施上 の調整を、それぞれ行うものとする。
- 3 統合幕僚監部における第1次発信調整は総務部総務課総務班(勤務時間外にあって は総務部当直)、第2次発信調整は当該電報を処理する通信所の通信指揮官とする。
- 4 自サ防隊及び統合任務部隊における第1次発信調整及び第2次発信調整については、 自サ防隊司令又は統合任務部隊の長が定めるものとする。

第2章 通信の実施

(電報処理要領)

- 第6条 統合幕僚監部及び自サ防隊における電報の処理は、統合電報端末により処理するのを例とする。
- 2 前項による通信処理が困難な場合、起案課等から各自衛隊に依頼して処理するものとする。
- 3 統合電報端末による電報処理に必要な要領等は、海上幕僚長の定めるところによる。
- 4 統合任務部隊の電報処理に使用する通信系での通信要領は、当該通信系を監理、運用する関係自衛隊の定めるところによる。
- 5 特に必要とする場合、使用する通信系の通信系統制官と調整の上、電報等を電子メール等のデータ通信により発信等の処理を行うことができる。

(内線電話機による通話)

- 第7条 通話は、簡潔かつできるだけ短時間に行うものとする。
- 2 市外通話を行う場合は、「市外通話記録簿」(別紙様式第1)に所要の事項を記入し 通話するものとする。

3 国際通話を行う場合は、「国際電話通話申込・確認書」(別紙様式第2)に所要の事項を記入し通話するものとする。

第3章 通信統制等

(通信統制等)

- 第8条 固定通信網及び統合任務部隊の使用する通信系の通信統制及び通信制限等は、 別に定めるところによる。
- 2 各自衛隊の定める通信系については、各通信系統制官の定めるところによる。 第4章 通信監査

(通信監査)

- 第9条 訓令第22条第1項の規定に基づく統合幕僚長が指定する監査通信所は、統合幕僚監部及び自サ防隊において統合電報端末を使用する場合、海上幕僚長の指定するところによる。
- 2 統合任務部隊においては、関係幕僚長が指定するところによる。

第5章 雜則

(内線電話機の新設等)

- 第10条 統合幕僚監部における内線電話機の新設、設置場所の変更、撤去等を必要と する場合は、指揮通信システム部指揮通信システム企画課に申し出るものとする。
- 2 自サ防隊における内線電話機の新設、設置場所の変更、撤去等の調整については、 自サ防隊司令が別に定めるところによる。

(統合幕僚監部における通信諸記録の保存期間等)

- 第11条 統合幕僚監部における通信諸記録の保存期間は、起案課等の定める期間とするほか、1年未満を原則とする。
- 2 通信諸記録の保管場所は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特定秘密以上の秘密区分に指定したものについては、部単位で一括保管するものとする。
- (1) 電報起案紙 起案課
- (2) 電報訳文紙 起案課
- (3) 市外通話記録簿 統合幕僚監部総務部総務課
- (4) 国際電話通話申込·確認書 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (通信諸記録)
- 第12条 システム隊及び統合任務部隊における通信諸記録の保存期間等については、 システム隊又は統合任務部隊の長の定めるところによる。

附則

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成27年10月1日 自衛隊統合達第29号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日 自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年6月24日から施行する。

附 則(令和4年3月16日 自衛隊統合達第2号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

市外通話記録簿

		巾外	理 話 記				
	通話先		↑ヹ = イ、n+: 日日	H /H-	マスミエュン	☆ /=> == = + + + + + + + + + + + + + + + +	
月日	電話番号	相手方	通話時間	用件	通話者	発信調整者	
			_				
			\sim				

国際電話通話申込 · 確認書

		令和	年	月	日		
	通話権者	第1次発信調	整者	会計室契	約係長		
通話目的	所属課長						
対 話 者 (電 話)	通話者						
通話年月日	使用電話番号	舌					
通話料金 ¥							
令和 年 月 日 上記のとおり相違ないことを確認する。							
総務班長			印				

- 注:1 申込書は、通話前に申込書に記入し、会計室契約係長の合議及び発信調整を受けた後、通話権者の承認を受けるものとする。
 - 2 通話終了後は、料金を記入し総務班長の確認を受けて、会計室(契約係)に提出するものとする。